

工事に係る最低制限価格の算出方法について

予定価格（※）200 万円超の工事の最低制限価格の算出方法は次のとおりです。

※ 予定価格＝設計金額は税込みの金額です。ただし、最低制限価格を算出する際は、税抜きの予定価格をもとに算出しますのでご注意ください。

1 工事における最低制限価格の算出方法

予定価格算出の基礎となった額に対し、次に掲げる算出方法により得た各々の額の合計額（千円未満は切捨て）

- ・ 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じた額 ※1
- ・ 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じた額 ※2
- ・ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じた額
- ・ 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じた額

※1 設計書の種別の欄に「直接作業費」とある場合は、「直接工事費」と読み替えて、その額を使用する。

※2 設計書の種別の欄に「共通仮設費」の他に「共通仮設費計」の項目がある場合は、その額を使用する。

※3 設計書の種別の欄に直接工事費とは別に「スクラップ評価額」がある場合は、上記算出方法による算出額の合計額から以下のように「スクラップ評価額」を減じた上で、千円未満は切捨てとする。

◎
$$\left(\text{「直接工事費の額」} \times 9.7/10 \right) + \left(\text{「共通仮設費の額」} \times 9/10 \right) + \left(\text{「現場管理費の額」} \times 9/10 \right) + \left(\text{「一般管理費等の額」} \times 6.8/10 \right)$$

－「スクラップ評価額」

2 最低制限価格の範囲

当該算出額が予定価格（税抜き）の 10 分の 7.5 を下回る場合は予定価格の 10 分の 7.5 に、10 分の 9.2 を上回るときは、予定価格の 10 分の 9.2 とする。（1 円未満切捨て）